

質問者 谷口 和弥 議員

質問事項

- | | |
|--|--------------|
| <p>1 児童虐待をなくし、子どもの健やかな成長を保障する町に</p> <p>(1) 町内での児童虐待の内容、主たる虐待者、年齢別の件数は</p> <p>(2) 児童虐待相談件数が減少したことに対する評価と今後の強化すべき課題は</p> | <p>こども課</p> |
| <p>2 町が指定する避難所の生活環境改善に向けて</p> <p>(1) 町内の指定避難所の生活環境の課題と生活環境改善に向けた計画は</p> <p>(2) 町内の指定避難所設置場所の選定の根拠は</p> | <p>防災環境課</p> |
| <p>3 新型コロナウイルス感染症の予防対策について</p> | <p>保健課</p> |

【答 弁】

谷口議員のご質問にお答えいたします。

1 児童虐待をなくし、子どもの健やかな成長を保障する町に

はじめに、「児童虐待をなくし、子どもの健やかな成長を保障する町に」についてであります。

児童虐待は、子供の人権を著しく侵害し、その心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、将来の世代の育成にも影響を及ぼす可能性がありますことから、平成12年に「児童虐待の防止等に関する法律」が制定され、児童虐待の発生予防、早期発見・早期の適切な対応、虐待を受けた子供の保護・自立に向けた支援が行われるよう、国、自治体、関係機関が一体となり、対策に取り組んでいるところであります。

(1) 町内での児童虐待の内容、主たる虐待者、年齢別の件数は

ご質問の1点目、「町内での児童虐待の内容、主たる虐待者、年齢別の件数は」についてであります。

平成30年度の帯広児童相談所における本町の「児童虐待相談件数」については7件で、29年度の19件に対し、12件減少しております。

なお、児童虐待の内容、主たる虐待者、年齢別の件数については、帯広児童相談所から、虐待件数が少ないため事案が特定される可能性が高いとのことから公表を差し控える旨の指示に従っているところであります。

(2) 児童虐待相談件数が減少したことに対する評価と今後の強化すべき課題は

ご質問の2点目、「児童虐待相談件数が減少したことに対する評価と今後の強化すべき課題は」についてであります。

本町の児童虐待相談件数については、平成26年度が4件、27年度が13件、28年度が9件と、この5年間は増減を繰り返しながら推移している状況にあり、昨年度の減少を捉えて評価することは難しいものであります。今後においても、保護者自身が児童虐待に対する理解と認識を深めることが、児童虐待を未然に防ぐ上で最も重要であると考えております。

このため、本年度は新たに、児童虐待に関するリーフレットを町内の各保育所を通じて全保護者に配布したほか、ファミリー・サポート・センター事業の「まかせて会員」の養成講習では、帯広児童相談所の協力をいただき、児童虐待に関する講義を組み入れるなど、安心して子育てができる環境づくりに向け、啓発に努めてきたところであります。

また、地域における身近な相談者としての民生委員・児童委員においては、昨年9月の協議会の中で、帯広児童相談所による児童虐待に関する研修会を実施し、その中で児童虐待の早期発見や相談対応等について見識を深めるなど、地域ぐるみでの虐待の防止等の強化に努めてきたところであります。

さらに、本年4月1日には、親権者や里親等の体罰禁止を規定した改正児童虐待防止法が施行されますことから、町広報紙やホームページで周知に努めるとともに、引き続き、児童相談所や関係機関と連携の下、全町をあげて児童虐待の発生予防や早期発見、早期対応に努めてまいりたいと考えております。

2 町が指定する避難所の生活環境改善に向けて

次に「町が指定する避難所の生活環境改善に向けて」であります。

近年、全国各地で気候変動に伴う異常気象などにより地域住民の生命、財産を脅かす災害が多数発生しており、平成30年9月に北海道胆振東部で発生した震度7を観測する大地震や、昨年10月に東日本を中心に発生した台風19号での河川氾濫や土砂崩れ等により、各地で人命、財産に甚大な被害が及んでおります。

このような大規模化した災害が多発する中、様々な災害への備えや避難所の生活環境の改善は重要な課題であると認識しております。

(1) 町内の指定避難所の生活環境の課題と生活環境改善に向けた計画は

ご質問の1点目「町内の指定避難所の生活環境の課題と生活環境改善に向けた計画は」についてであります。

避難所生活が長期化した場合には、ストレスによる心の問題やエコノミークラス症候群による健康被害が想定され、本町においても全国自治体アンケートの結果と同様に「プライバシーの確保」や「仮設トイレ」、「段ボールベッドや簡易ベッド」の確保などが避難所の生活環境の改善を図る上での課題として認識しております。

このことから、本町では現在、最小限の簡易トイレなどの資機材を備蓄しているほか、大規模災害による避難所生活の長期化に備え、仮設トイレは平成20年1月に建設機械リース会社2社と、段ボールベッド及びパーティションは30年11月及び本年2月に段ボール製造会社2社と災害協定を締結し複数の供給先を確保しておりますが、引き続き、協定等による連携を強化するとともに、女性の視点を取り入れるなど、避難所の生活環境の向上に努めてまいりたいと考えております。

(2) 町内の指定避難所設置場所の選定の根拠は

ご質問の2点目「町内の指定避難所設置場所の選定の根拠は」についてであります。

本町では、発災直後に命を守るために多くの方が避難所へ集まってくることを想定し、必要最低限の避難スペースを基準にそれぞれの避難所における収容可能人数を算出し、耐震化された公共施設のうち比較的避難スペースの広い体育館や集会所を選定しております。

また、北海道防災会議地震専門委員会が、平成26年3月に公表した「地震被害想定等調査結果報告書」では、十勝平野断層帯主部の地震、マグニチュード7.4が冬季の早朝5時に発生した場合における本町全体の避難所生活者数は6,137人と当時の人口の約2割とされているため、それぞれの地域の人口の約2割が収容できるよう、一次避難所として32か所、二次避難所として47か所を選定し、洪水の避難所については、洪水浸水想定区域図により、床上浸水する公共施設を除外して一次避難所として8か所、二次避難所として15か所を選定しております。

3 新型コロナウイルス感染症の予防対策について

次に、「新型コロナウイルス感染症の予防対策について」であります。新型コロナウイルスへの対応につきましては、日々状況が変化してきておりますことから、3月18日午前中の時点での対応状況について申し上げます。

新型コロナウイルスは、本年1月に中華人民共和国湖北省武漢市の肺炎患者から検出された新種のコロナウイルスで、感染すると発熱、咳、筋肉痛、倦怠感などといった症状のほか、気管支炎や肺炎を引き起こし、高齢の方や糖尿病など基礎疾患のある方などは、重症化するリスクが高いとされています。

現時点では、感染経路は飛沫感染と接触感染の二つが考えられていることから、感染予防には、風邪や季節性インフルエンザと同様に、マスクの着用や手洗いの徹底などの感染症対策に努めることとされています。

本年1月15日に神奈川県において国内初となる感染が確認されて以降、国等からの情報収集に努めるとともに、28日には道内初となる感染者が確認され、2月3日に町ホームページ、翌4日にSNSにて、「新型コロナウイルスに関連した肺炎について」とする情報を発信し、咳エチケットや手洗いなど感染予防に係る注意喚起を行ったところであります。

また、2月17日には国から新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安が示されたことから、その後速やかにホームページ及びSNSにて情報提供を行ったほか、広報3月号においても、感染症予防対策や相談・受診の目安のほか、相談窓口の周知など、ホームページと同様の記事を掲載いたしました。

さらには、保育所及び学校については、保育所長会議や校長会議を通じて、新型コロナウイルスへの対応について周知徹底を図るほか、町内の社会福祉施設等に対して、国が示す感染対策マニュアル等関係通知について情報提供を行ったところであります。

また、これまで新型コロナウイルスの感染状況の情報を共有するため、2月12日に部長会議、18日に庁議などで断続的に確認を行ってききましたが、道内における感染が急速に拡大している状況にあることから、25日に町長以下全ての部長職及び関係課長職で構成する「新型コロナウイルス感染症対策連絡会議」を開催し、町内及び管内で発生した際の初動体制や衛生用品の備蓄状況等を確認いたしました。

その後、2月27日には十勝管内で初の感染が確認されたことから、直ちに連絡会議から町長を本部長とする「新型コロナウイルス感染症対策本部」に移行し、町内での発生に備えて、総括班、医療・保健班及び経済・消毒班の三班体制による業務分担を再確認しました。

以降、2月28日、3月2日、3月6日の計4回の対策本部を開き、情報共有を図るとともに、あらゆる局面に対応できるよう万全を期し、関係機関との連携を密にして、感染拡大防止に向けて、町を挙げて全力で取り組んでおります。

次に、感染予防についてであります。先ほど申し上げましたとおり、住民に対して、ホームページ等を活用して、咳エチケットや手洗いなど感染予防に係る注意喚起を行うとともに、役場、支所、出張所ほか主な公共施設等166か所にも利用者向けに感染予防や「相談、受診の目安」に関するポスターを掲示したほか、特に役場、支所、保健福祉センターなど主要な施設にはアルコール消毒液を配備し、感染予防に努めております。

また、国内における感染症患者が増える中、2月26日、政府からイベント開催に関する国民へのメッセージとして、大規模な感染リスクを勘案し、向こう2週間は中止、延期又は規模縮小等の対応を要請がなされ、本町においても国の要請を受け、町主催行事の中止、延期などの対策を講じるとともに、28日には会議やイベントの主催者や町民に対しまして、3月末まで開催を自粛していただくよう発信したところであります。

さらには、2月28日、3月5日及び3月12日の外出自粛等の知事要請を受けて、ホームページやSNSで町民の皆さんへの周知を行ったところであります。

次に、マスク、アルコール消毒液など衛生用品の備蓄につきましては、新型インフルエンザ等対策特別措置法において、市町村行動計画で定めるところにより、その所掌事務に係る対策実施に必要な物資及び資材等を備蓄すると規定されており、現在もマスクについては、主に、保健業務及び窓口担当職員用並びに町が設置する発熱外来に係る医療従事者用として約6,400枚備蓄しております。

また、アルコール消毒液については、約21Lを備蓄しており、先ほど申し上げたとおり、現在も公共施設に感染予防対策として配置し、今後にも備え業者に対して追加発注しているところであります。

今後におきましても、正確な情報収集に努めるとともに、住民等に対して随時最新情報を様々な媒体を通して提供するなど、引き続き感染予防対策に努めてまいりたいと考えております。

以上で、谷口議員のご質問への答弁とさせていただきます。